

第13号の2様式記載要領

- 1 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人（②及び③の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（同条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。）が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に提出すること。
 - (1) 法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長された場合（同法第75条の2第8項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）又は同法第75条の2第2項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定による同法第75条の2第1項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分（同条第8項において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下(1)において「指定等の処分」という。）があった場合 当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があった日の属する事業年度終了の日から22日以内
 - (2) 法人税法第75条の2第5項（同法第81条の24第2項及び第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分についての変更の処分があった場合 当該変更の処分があった日の属する事業年度又は連結親法人事業年度（法人税法第15条の2に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）終了の日から22日以内
 - (3) 法人税法第81条の24第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長された場合（同条第3項において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）又は同法第81条の24第2項において準用する同法第75条の2第2項の規定による同条第1項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分（同法第81条の24第3項において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下(3)において「指定等の処分」という。）があった場合 当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があった日から7日以内
 - (4) 連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）が同法第81条の24第1項の規定により提出期限の延長の処分を受けている期間内に、同法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認があったものとみなされた場合 当該承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度終了の日から22日以内
- 2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

「令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで」
- 3 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中 となつて
いる箇所については、1(4)の場合には、法人税法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度を記載すること。

「事業年度度分 確定
連結事業年度分 連結
- 4 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中 から法人税の
申告書 連結
となっている箇所については、届出の内容によって不要文字を抹消すること。

確定申告書」
- 5 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中五段書きとなっている箇所については、届出の内容に応じていずれか該当する にレ印を付すこと。ただし、1(2)又は(3)の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり指定に係る月数が変更された」とあるのは「連結親法人について下記のとおり指定に係る月数が変更された」と、1(3)の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり延長の処分があった」とあるのは「連結親法人について下記のとおり延長の処分があった」と、「下記のとおり指定があった」とあるのは「連結親法人について下記のとおり指定があった」と、「指定が取り消された」とあるのは「連結親法人について指定が取り消された」と読み替えて該当する にレ印を付すこと。
- 6 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に提出すること。
 - (1) 定款等の定めにより、又は当該法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から2月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告書の提出期限の延長を申請する場合（(2)に掲げる場合を除く。） 当該延長を受けようとする事業年度終了の日まで
 - (2) 当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（当該法人が連結親法人である場合には、当該法人。以下この記載要領において同じ。）の定款等の定めにより、若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から2月以内に当該連結親法人の各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況又は当該連結親法人が連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができないため、各事業年度終了の日から2月以内に申告納付することができない常況にあるため、申告書の提出期限の延長を申請する場合 当該延長を受けようとする事業年度終了の日から45日以内

- (3) 当該法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより、各事業年度終了の日から3月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合(4)に掲げる場合を除く。) 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日まで
- (4) 当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、当該連結親法人の定款等の定めにより、各事業年度終了の日から4月以内に当該連結親法人の各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日から45日以内
- (5) 当該法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から3月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があるため、申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日まで
- (6) 当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から4月以内に当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、当該連結法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から4月以内に当該連結親法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができない常況にあることその他やむを得ない事情があるため、申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日から45日以内
- (7) (3)又は(5)に掲げる理由に変更が生じたことにより、指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受けようとする事業年度終了の日まで
- (8) (4)又は(6)に掲げる理由に変更が生じたことにより、指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受けようとする事業年度終了の日から45日以内
- 7 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の1は、申請の内容に応じていずれか該当する にレ印を付すこと。この場合において、指定を受けたい場合には、延長期間の月数を「()月間」内に、指定の取消しを受け、申告書の提出期限の延長期間を1月間(連結申告法人にあっては2月間)としたい場合には、指定の取消しを受ける前の延長期間を「取消し前()月間」内に、指定に係る月数の変更を受けたい場合には、変更する前の延長期間を「変更前()月間」内に、変更しようとする延長期間を「変更後()月間」内に記入すること。なお、法第72条の25第3項第1号又は第5項第1号に係る場合には、()内には「2」から「4」まで(連結申告法人にあっては「3」又は「4」)の数字を記載すること。
- 8 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の2は、6(1)から(8)までに掲げる事由が生じることとなった理由を簡明に記載すること。
- 9 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の3は、申請の内容に応じていずれか該当する にレ印を付すこと。
- 10 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の4は、この申請書に添付したものに依りて該当する にレ印を付すこと。
- 11 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める法人が記載すること。
- (1) 1(2)及び(3)の場合 当該処分を受けた法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人
- (2) 1(4)の場合 当該処分を受けた法人
- (3) 6の場合 法第72条の25第5項の規定により申告書の提出期限の延長又は同項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更を申請する法人(連結子法人に限る。)